

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S01249	施設名称	第一公民館(会館)
所在地(住所)	松阪市殿町1310番地2		
			
根拠条例	松阪市公民館条例	担当部署	教育委員会事務局 いきがい学習課
設置年度	平成3年度	財産区分	12 公共用財産
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。(社会教育法第20条)		
施設の設置目的に沿った運営状況	社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に規定する事業を実施し、地域の社会教育の拠点とした運営が行われている。		

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	第二種住居地域		
駐車場(収容台数)	15台				
土 地	敷地面積	2,096㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	会館			
	用途	公民館	構造・階数	鉄骨(4mm超)・地上2階・地下0階	
	建築年月	平成4年2月10日	建物取得費(全体)	59,994,410円	
	延床面積	283.37㎡	耐震診断(実施年)	不要	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物					
施工内容					
費用					
リスク・高機能化対応度	玄関前までのスロープ及び手すりの設置 手すりの設置 ・男子トイレ(小1基)、和式・洋式兼用トイレ各1基				

(3)管理・運営の概要

利用時間	8:30～21:00	休所(館)日	土、日、祝日、年末年始
運営形態	直営	管理・運営者名	松阪市
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容	貸館及び管理、事業運営		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.50	人	合計	1.50	人
施設の維持管理に係る経費						施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)					
維持管理経費						運営・事業等経費					
光熱水費						指定管理委託料					
保守点検委託料						その他の経費					
賃借料											
修繕費											
その他の経費											
人件費											
職員等											
非常勤職員											
①小計						②小計					
④合計(①+②)-③						4,613,979円					
市民一人あたりのコスト						27.30円					
財 源						補助金等収入			その他収入		
						使用料等収入			③年間収入合計		

(5)施設の利用状況

内 容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
貸館及び事業に係る利用者数(年間)	人	16,396	15,729	17,401
講座開催日数(年間)	日	11	12	14
趣味クラブ、サークル等利用団体数	団体	45	53	52

(6)関連情報

類似施設	第二・四・幸公民館	近隣施設	第一小学校、第一保育園、障がい者福祉センター、福祉会館、松阪公民館
------	-----------	------	-----------------------------------

(7)その他

管理・運営上の問題点	玄関及び1階・2階トイレ出入り口に段差がある。 階段の手すりは片側しかない。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	
特記事項	施設は、地域の拠点としての認識が高く、統合等は考えにくい。 また、地域の社会教育を推進するためにも各所に設置されていることが望ましい。施設の一部をまちづくり協議会の事務所としている。 【避難所指定 無】

